

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの平成15事業年度に係る業務の実績に関する評価〔全体評価〕

評価項目	評価の結果
○ 事業活動	・主催事業等について 青少年教育のナショナルセンターとして、先導的で効果のある主催事業のプログラム開発に努めてほしい。 連携協力として「青少年の居場所づくりを進める施設・団体連絡協力会議」や「青少年国際交流団体連携促進会議」を実施し、互いのネットワークづくりや国際交流団体相互の連携を図ったことは評価できます。今後とも、諸外国の情報を把握・受発信する国際交流の窓口として、国際交流の発展に努めてほしい。 調査研究については、調査研究体制構築のための客員研究員制度を創設したことは評価できます。調査研究の内容の充実を図るとともに、研究成果の更なる普及に努めてほしい。 ・受入れ事業について ファックスによる利用申込み受付や利用申込み受付業務の開館日の拡大等を行い、前年度比17万5千人増の大幅な利用者数の増加を図ったことは評価できます。また、利用団体の活動に対して、参考資料の提供など様々な支援を行っていることは評価できます。今後とも、利用者サービスの観点から様々な支援に取り組むことを期待します。 ・助成業務について 子どもゆめ基金の募集に当たって、募集説明会を増やすなど基金の認知度の向上に努めたこと及び助成金の交付による成果や効果に関するアンケートを実施したことや、申請者からの意見・要望により、交付申請書等の事務手続きの簡素化を図ったことは評価できます。今後とも、助成業務の透明性、公平性の確保に努めてほしい。
○ 業務運営	・事務の情報化について ホームページ上で施設の空き状況の公開や利用申込書のダウンロードをできるようにしたこと及び「統合OAシステム」を活用して、情報の共有化やペーパーレス化を引き続き推進したことは評価できます。更に、利用者にとって事業内容等がわかりやすくなるよう、ホームページの内容の充実や情報提供の工夫に努めてほしい。
1 財務	・業務の効率化について 職員・利用者への啓発及び設備等の改善見直しにより、節電・節水に取り組み、光熱水料を前年度比約3.5%の節約を図ったことは評価できます。今後とも、利用者へのサービスの低下を招くことがないように配慮しつつ、光熱水料の節減に努めてほしい。
2 人事	・人事管理について 他機関との連携による人事交流が適切に行われたことや業務の国際化を視野に入れた研修を行ったことは評価できます。今後とも、ナショナルセンターとして専門性を有するプロパー職員の養成・確保に取り組むことを期待します。
3 その他	・施設整備について 高齢者や身体障害者等に配慮した施設の整備に取り組んでいることは評価できます。引き続き快適な環境の確保や衛生上の安全管理の確保に努めてほしい。

事業活動全体、業務運営(財務、人事等)など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果を踏まえつつ、法人の業務実績について記述式により評価する。

評価項目	評価の結果
◎ 総 評	青少年にとって成長の糧となる社会体験や生活体験、自然体験などを経験する機会の減少が指摘される中、学校外においても様々な体験活動を意図的・計画的に提供することが極めて重要となっている。 センターは、グローバル化される社会を担う青少年の健全育成を図るため、国公立の施設指導系職員を対象した研修の実施、青少年や青少年教育指導者のための国際交流事業の促進、青少年教育施設や青少年教育関係者等と連携した様々な事業の展開、子どもの体験活動や読書活動の振興を図る取組への助成等、多様であり内容のある事業を実施し、青少年教育のナショナルセンターとして活動していることは評価できます。 また、利用申込みの受付方法などの改善を行い大幅な利用数の増加を図ったことや光熱水料の節減の実績を挙げたことは評価できます。 更に、業務運営や事業活動等について、自ら点検・評価を行い、センターの外部有識者による評価を実施し、今後の課題や改善点を明らかにしたことは評価できます。 今後とも、青少年教育のナショナルセンターとして青少年教育の振興や健全な青少年の育成に大いに期待します。

項目別評価及び上記の横断的な評価を総合し、法人の活動全体についての総評を記述する。

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの平成15事業年度に係る業務の実績に関する評価〔項目別評価〕

○業務運営の効率化に関する事項

中 期 計 画 の 各 項 目	評 価 項 目	評 価 基 準					評 価 に 係 る 実 績	評 定																																																	
	指 標	A ⁺	A	B	C	C ⁻		A ⁺ AB CC ⁻ 評 定	留 意 事 項																																																
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置									※必要に応じて評定を出すに至った背景や理由、改善すべき事項、目標設定の妥当性等を記述																																																
1 新たに事務用電算システム運用業務等の外部委託を行うなど、外部委託の推進を図り、業務を効率化する。また、光熱水料の節減や調達方法等の見直しを図る。	業務の効率化状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。					外部委託については、業務の効率性を考慮しつつ、警備、清掃等の外部委託を行ってきた。平成15年度も、新たに外部委託を行うに当たって、その業務をセンターが自ら実施した場合と委託した場合とを比較して決定した。 平成15年度新たに業務委託を開始した業務は、次のとおりである。 ・研修サービス課における利用申込受付業務の一部 電話による施設の仮予約、FAXによる利用申込書の受付開始、窓口業務の日曜・祝日開設による業務量の増大に伴い、利用申込受付業務のうち定型的なものについて外部委託を実施。 ・研修設備・備品等点検整備 週2～3日実施していたが、利用者サービスの向上を図るため、日曜・祝日も含め毎日実施。	A	・冷夏・暖冬による光熱水料の減や、職員・利用者への啓発及び設備等の改善見直しにより節電・節水に取り組み、光熱水料を前年度比約3.5%の節約を図ったことは評価できます。 ・今後とも、利用者へのサービスの低下を招くことがないように配慮しつつ、光熱水料の節減に努めてほしい。																																																
	①外部委託による業務の効率化の推進状況																																																								
	②光熱水料の節減状況																																																								
		光熱水料の節減は次のとおりである。 光熱水料の節減状況 (単位:円)																																																							
		<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">平成15年度</th><th colspan="2">平成14年度</th><th colspan="2">差増△減</th></tr><tr><th>使用量</th><th>金 額</th><th>使用量</th><th>金 額</th><th>使用量</th><th>金 額</th></tr><tr><td></td><td>A</td><td>a</td><td>B</td><td>b</td><td>A-B</td><td>a-b</td></tr><tr><td>電気(kwh)</td><td>11,454,612</td><td>165,630,321</td><td>11,945,386</td><td>168,678,466</td><td>△490,774</td><td>△3,048,145</td></tr><tr><td>水道(m³)</td><td>95,515</td><td>72,479,072</td><td>92,350</td><td>68,046,763</td><td>3,165</td><td>4,432,309</td></tr><tr><td>ガス(m³)</td><td>1,605,580</td><td>84,912,975</td><td>1,972,708</td><td>97,980,919</td><td>△367,128</td><td>△13,067,944</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>323,022,368</td><td></td><td>334,706,148</td><td></td><td>△11,683,780</td></tr></table>						平成15年度		平成14年度		差増△減		使用量	金 額	使用量	金 額	使用量	金 額		A	a	B	b	A-B	a-b	電気(kwh)	11,454,612	165,630,321	11,945,386	168,678,466	△490,774	△3,048,145	水道(m ³)	95,515	72,479,072	92,350	68,046,763	3,165	4,432,309	ガス(m ³)	1,605,580	84,912,975	1,972,708	97,980,919	△367,128	△13,067,944	合 計		323,022,368		334,706,148		△11,683,780			
	平成15年度		平成14年度		差増△減																																																				
	使用量	金 額	使用量	金 額	使用量	金 額																																																			
	A	a	B	b	A-B	a-b																																																			
電気(kwh)	11,454,612	165,630,321	11,945,386	168,678,466	△490,774	△3,048,145																																																			
水道(m ³)	95,515	72,479,072	92,350	68,046,763	3,165	4,432,309																																																			
ガス(m ³)	1,605,580	84,912,975	1,972,708	97,980,919	△367,128	△13,067,944																																																			
合 計		323,022,368		334,706,148		△11,683,780																																																			
		光熱水料の節減については、利用者サービスの低下を招くことがないように配慮しつつ、省エネ対策の観点から運用及び設備の改善等、次のとおり種々の対策を講じた。 職員については、 ① 職員の省エネ・節減に対する意識改革に努める。 ② 休憩時間における事務室の節電。 ③ 委託業者等への節電・節水に対する協力依頼。 利用者については、 ① ポスターなどの掲示等による節電・節水に対する協力依頼。 設備等の改善については、 ① 夏期及び冬期における冷暖房の設定温度の調整。 ② ファンコイルに温度制御装置を取付。 ③ ガラス面断熱フィルム貼付。 ④ 国際交流棟国際会議室に省エネ型照明設備取付。 ⑤ トイレ等に自動点灯装置取付。 ⑥ 必要のない照明設備の点灯を点検し調節。 ⑦ トイレに自己発電型自動水栓の取付。 以上の他に、ガスについては、契約更新に当たり平成14年度実績を考慮して見直しを行い基本料金の6.6%の節減を図った。さらに、電気製品等については、省エネ機器等を優先した調達などの対策を実施した。																																																							

- A⁺ : 特に優れた実績を上げている。
A : 中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている。
B : 中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かって概ね成果を上げている。
C : 中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要。
C⁻ : 評価委員会として業務改善の勧告を行う必要がある。

	光熱水料の節減率 ★目標：1% (前年度光熱水料 －当該年度光熱水料) ／前年度光熱水料 注) 利用者数の増減 を勘案する	1.5% 以上 1.0% 以上 1.0% 未満	3.49% (前年度光熱水料－当該年度光熱水料) ÷ 前年度光熱水料 (334,706千円－323,022千円) ÷ 334,706千円 = 3.49%		
	③物品の調達方法の改善状況 注) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」への対応に配慮する		物品等の調達方法については、契約の公正性及び経済性の一層の確保を図るとともに、業務の効率化を達成するために、契約内容、方式及び調達方法について次のとおり見直しを図った。 ①契約内容及び方式の見直し ・日常必要とする消耗品等の適正数量を把握し、一括購入する等契約方式の見直しを図った。 ②調達方法の見直し ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に沿って、環境への負荷の少ない物品等の調達に努めつつ、経費の節減を図るため、効率的な調達の実施や省エネ機器・設備の購入及び規格、品質等の再検討に取り組んだ。		
	④1%の業務の効率化 ★目標：1% (運営費交付金予算額 ÷0.99－運営費交付金決算額) ÷(運営費交付金予算額 ÷0.99) 注) 新規・拡充分を除く 注) 目的積立金への積立分を除く	1.5% 以上 1.0% 以上 1.0% 未満	1.80% (運営費交付金予算額÷0.99－運営費交付金決算額) ÷ (運営費交付金予算額÷0.99) (2,000,463千円÷0.99－1,984,388千円) ÷ (2,000,463千円÷0.99) = 1.80%		
2 事務のマニュアル化、オンライン化等の情報化を進め、管理運営の合理化を図り、定期的に組織の見直しを行う。	管理運営の合理化状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。		A	・ホームページ上で施設の空き状況の公開や利用申込書のダウンロードをできるようにしたこと及び「統合OAシステム」を活用して、情報の共有化やペーパーレス化を引き続き推進したことは評価できます。 ・今後とも、利用者にとって事業内容等がわかりやすくなるよう、ホームページの内容の充実や情報提供の工夫に努めてほしい。
	①事務の情報化の状況		① 事務情報システムの管理・運用 事務の効率化、省力化及びペーパーレス化を推進するため、次のような取組を行った。 ・ 事務情報化の基本的ソフトを活用して、引き続き情報の共有化やペーパーレス化を推進した。 ・ 利用者へのサービス向上の一環として、ホームページ上で、施設の空き状況の公開や利用申込書のダウンロードサービスを開始した。 ・ 「子どもゆめ基金システム」を改修し、事務の効率化・迅速化を図った。 ・ 平成16年度にコンピュータシステムのハード及びソフトをリプレイス（更新）するため、事前に外部の専門家の助言を得ながら、より適切なシステムの再構築に向けた調査・検討を行った。 ② 職員の事務情報化研修 ・ 新規採用者や転入者等を対象にした事務情報化ソフトの研修を実施した。 ・ 図表やイラスト等を使ったよりわかりやすい資料を作成するため、プレゼンテーション用ソフト「パワーポイント」の研修を新たに実施した。		
	②組織の見直しの状況		事務組織については、中期計画や年度計画及び文部科学省独立行政法人評価委員会の業務の実績に関する評価への対応等をさらに迅速かつ円滑に推進するため、「中期計画推進室」の体制の充実を図った。		

○国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期計画の各項目	評価項目	評価基準					評価に係る実績	評 定																																																
	指 標	A ⁺	A	B	C	C ⁻		A ⁺ AB CC ⁻ 評 定	留 意 事 項																																															
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置									※必要に応じて評定を出すに至った背景や理由、改善すべき事項、目標設定の妥当性等を記述																																															
1 青少年教育関係者等に対する研修に関する事項 ・主催事業 主催事業を計画するに当たり、継続事業においては、前回の事業の成果を踏まえ、継続していく必要性や事業のねらいを明確にする。新規事業については、現代的課題について、的確な情報を収集し、調査分析を行い、その展開方法について、各分野の専門家の意見を取り入れるなど、最も成果が上がるような計画を実施する。また、募集人員については、過去の同種の事業の参加人数や指導者の許容範囲を勘案しながら適性な募集人員とする。 事業終了後において、当初の目的が達成されたか、報告書を作成し、結果や評価等の調査研究を行う。 中期目標期間中において、次のような参加者のニーズを踏まえた先導的、高度で専門的な主催事業を対象別、計画的に実施する。 ①青少年教育指導者を対象とする事業 今日的な青少年教育の課題や青少年教育に関する高度で専門的な知識・技術について研修を行い、青少年教育指導者としての資質及び技術の向上を図るための事業を毎年度実施する。 ②指導者以外の青少年教育関係者を対象とする事業 青少年の現代的課題について、研究協議し、青少年教育の充実を図るための事業を毎年度実施する。 ③青少年を対象とする事業 青少年の興味・関心や青少年の現代的課題に対応した事業、青少年のスポーツ活動を支援する事業、青少年に芸術文化に触れる機会や活動成果の発表の場を提供する事業などを毎年度実施する。 ④青少年及び青少年教育指導者の国際交流を促進する事業 青少年の国際交流及び国際理解を促進する事業や海外の青少年教育指導者を招聘し、青少年問題等について国内の関係者と協議を行うための事業を毎年度実施する。 ⑤関係機関、学識経験者等との共同によりＩＴを活用した主催事業を開発し、実施する。 ⑥研修参加者を対象に、各研修ごとに研修内容に関するアンケート調査（抽出調査）を実施し、研修内容について適切な評価を行う。	主催事業の実施状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。	平成１５年度は、ナショナルセンターとして実施する必要性の高い主催事業を重点的に実施する観点から、各事業の見直しを行い、「生涯スポーツ推進指導者講習会」の廃止、「青少年教育施設事業課長等会議」のプログラムの充実、「学校と青少年教育施設連携促進研究会」の新規事業化等、一定の役割を終えた事業の廃止や新規事業の企画など全体で１５事業を実施した。 また、全国の多数の青少年教育施設職員・指導者等に広く研修機会を提供するため、「エル・ネット」による遠隔研修を５事業で実施した。 なお、インターネット等によるＩＴを活用した学習プログラムの開発研究にも取り組み２主催事業において試行した。					A	・青少年教育のナショナルセンターとして、先導的で効果のある主催事業のプログラム開発に努めてほしい。 ・なお、一部の事業において事業参加後のフォローアップを行ったことは評価できますが、更に参加者がその情報を共有できる工夫が望まれます。																																															
	①青少年教育指導者を対象とした高度かつ専門的な研修の実施状況	青少年教育施設等の指導系職員や施設ボランティア等を対象に、その養成・資質向上を目的として次の６事業を企画・実施した。なお、「生涯スポーツ推進指導者講習会」は平成１４年度限りで廃止した。																																																						
		<table><tr><th colspan="6">青少年教育指導者を対象とする研修事業</th></tr><tr><th>事業名 (新規・継続別)</th><th>事業の趣旨</th><th>実施期間</th><th>募集対象</th><th>参加者 ／定員 (満足度)</th><th>共催団体 (協力団体等)</th></tr><tr><td>青少年教育施設新任指導系職員研修 (継続) (CS)</td><td>国公立青少年教育施設の新任指導系職員に必要な知識・技術等について研修を行い、能力の向上を図る。</td><td>6.9(月) ～6.13(金) (4泊5日)</td><td>国立及び都道府県・指定都市立青少年教育施設の 新任指導系職員の</td><td>61人 ／ 50人 (96%)</td><td>独立行政法人国立青年の家・ 同国立少年自然の家</td></tr><tr><td>青少年教育施設新任事業課長等研修 (継続) (事業名変更) (CS)</td><td>国公立青少年教育施設の新任事業課長等に必要な基本的事項について研修を行い、能力の向上を図る。</td><td>6.9(月) ～6.11(水) (2泊3日)</td><td>国立及び都道府県・指定都市立青少年教育施設の 新任事業課長等</td><td>19人 ／ 20人 (94%)</td><td>独立行政法人国立青年の家・ 同国立少年自然の家</td></tr><tr><td>青少年教育施設指導系職員専門研修 (継続) (CS)</td><td>国公立青少年教育施設における指導系職員としての職務に必要な専門的知識・技術等について研修を行い、指導者としての能力の向上を図る。</td><td>11.10(月) ～11.14(金) (4泊5日)</td><td>国公立青少年教育施設の中堅指導系職員</td><td>30人 ／ 40人 (97%)</td><td></td></tr><tr><td>青少年教育施設ボランティアセミナー (継続)</td><td>青少年教育施設におけるボランティア活動に必要な基礎的な知識・技術について研修を行い、施設ボランティアの養成を図る。</td><td>6.7(土) ～6.8(日) (1泊2日)</td><td>青少年教育施設のボランティアを志す者(高校生・専門学校生・大学生・社会人等)</td><td>73人 ／ 30人 (93%)</td><td></td></tr><tr><td>青少年教育施設ボランティア専門研修 (継続)</td><td>ボランティア活動の充実に必要な専門的な知識・技術について研修を行い、ボランティアとしての資質の向上を図る。</td><td>年4回 ①7.5(土) ～7.6(日) ②9.27(土) ～9.28(日) ③12.6(土) ～12.7(日) 平成16年 ④2.7(土) ～2.8(日) (各1泊2日)</td><td>センターにボランティアとして登録している者、青少年対象のボランティア活動を行っている者</td><td>(平均) 38人 ／ 30人 (90%)</td><td></td></tr><tr><td>科学体験活動支援の指導者研修(サイエンスサポートセミナー) (継続) (IT)</td><td>青少年の科学体験活動支援に関心のある者を対象に、子どもたちの科学的な好奇心を高めるための支援の在り方を学ぶ研修を行う。</td><td>9.13(土) ～9.15(月) (2泊3日)</td><td>科学体験活動支援に関心がある者(青少年教育施設職員、学校教員、大学生等)</td><td>41人 ／ 30人 (91%)</td><td></td></tr></table>					青少年教育指導者を対象とする研修事業						事業名 (新規・継続別)	事業の趣旨	実施期間	募集対象	参加者 ／定員 (満足度)	共催団体 (協力団体等)	青少年教育施設新任指導系職員研修 (継続) (CS)	国公立青少年教育施設の新任指導系職員に必要な知識・技術等について研修を行い、能力の向上を図る。	6.9(月) ～6.13(金) (4泊5日)	国立及び都道府県・指定都市立青少年教育施設の 新任指導系職員の	61人 ／ 50人 (96%)	独立行政法人国立青年の家・ 同国立少年自然の家	青少年教育施設新任事業課長等研修 (継続) (事業名変更) (CS)	国公立青少年教育施設の新任事業課長等に必要な基本的事項について研修を行い、能力の向上を図る。	6.9(月) ～6.11(水) (2泊3日)	国立及び都道府県・指定都市立青少年教育施設の 新任事業課長等	19人 ／ 20人 (94%)	独立行政法人国立青年の家・ 同国立少年自然の家	青少年教育施設指導系職員専門研修 (継続) (CS)	国公立青少年教育施設における指導系職員としての職務に必要な専門的知識・技術等について研修を行い、指導者としての能力の向上を図る。	11.10(月) ～11.14(金) (4泊5日)	国公立青少年教育施設の中堅指導系職員	30人 ／ 40人 (97%)		青少年教育施設ボランティアセミナー (継続)	青少年教育施設におけるボランティア活動に必要な基礎的な知識・技術について研修を行い、施設ボランティアの養成を図る。	6.7(土) ～6.8(日) (1泊2日)	青少年教育施設のボランティアを志す者(高校生・専門学校生・大学生・社会人等)	73人 ／ 30人 (93%)		青少年教育施設ボランティア専門研修 (継続)	ボランティア活動の充実に必要な専門的な知識・技術について研修を行い、ボランティアとしての資質の向上を図る。	年4回 ①7.5(土) ～7.6(日) ②9.27(土) ～9.28(日) ③12.6(土) ～12.7(日) 平成16年 ④2.7(土) ～2.8(日) (各1泊2日)	センターにボランティアとして登録している者、青少年対象のボランティア活動を行っている者	(平均) 38人 ／ 30人 (90%)		科学体験活動支援の指導者研修(サイエンスサポートセミナー) (継続) (IT)	青少年の科学体験活動支援に関心のある者を対象に、子どもたちの科学的な好奇心を高めるための支援の在り方を学ぶ研修を行う。	9.13(土) ～9.15(月) (2泊3日)	科学体験活動支援に関心がある者(青少年教育施設職員、学校教員、大学生等)	41人 ／ 30人 (91%)		※(CS)：エル・ネットを活用した事業 (IT)：インターネットを活用した事業	
青少年教育指導者を対象とする研修事業																																																								
事業名 (新規・継続別)	事業の趣旨	実施期間	募集対象	参加者 ／定員 (満足度)	共催団体 (協力団体等)																																																			
青少年教育施設新任指導系職員研修 (継続) (CS)	国公立青少年教育施設の新任指導系職員に必要な知識・技術等について研修を行い、能力の向上を図る。	6.9(月) ～6.13(金) (4泊5日)	国立及び都道府県・指定都市立青少年教育施設の 新任指導系職員の	61人 ／ 50人 (96%)	独立行政法人国立青年の家・ 同国立少年自然の家																																																			
青少年教育施設新任事業課長等研修 (継続) (事業名変更) (CS)	国公立青少年教育施設の新任事業課長等に必要な基本的事項について研修を行い、能力の向上を図る。	6.9(月) ～6.11(水) (2泊3日)	国立及び都道府県・指定都市立青少年教育施設の 新任事業課長等	19人 ／ 20人 (94%)	独立行政法人国立青年の家・ 同国立少年自然の家																																																			
青少年教育施設指導系職員専門研修 (継続) (CS)	国公立青少年教育施設における指導系職員としての職務に必要な専門的知識・技術等について研修を行い、指導者としての能力の向上を図る。	11.10(月) ～11.14(金) (4泊5日)	国公立青少年教育施設の中堅指導系職員	30人 ／ 40人 (97%)																																																				
青少年教育施設ボランティアセミナー (継続)	青少年教育施設におけるボランティア活動に必要な基礎的な知識・技術について研修を行い、施設ボランティアの養成を図る。	6.7(土) ～6.8(日) (1泊2日)	青少年教育施設のボランティアを志す者(高校生・専門学校生・大学生・社会人等)	73人 ／ 30人 (93%)																																																				
青少年教育施設ボランティア専門研修 (継続)	ボランティア活動の充実に必要な専門的な知識・技術について研修を行い、ボランティアとしての資質の向上を図る。	年4回 ①7.5(土) ～7.6(日) ②9.27(土) ～9.28(日) ③12.6(土) ～12.7(日) 平成16年 ④2.7(土) ～2.8(日) (各1泊2日)	センターにボランティアとして登録している者、青少年対象のボランティア活動を行っている者	(平均) 38人 ／ 30人 (90%)																																																				
科学体験活動支援の指導者研修(サイエンスサポートセミナー) (継続) (IT)	青少年の科学体験活動支援に関心のある者を対象に、子どもたちの科学的な好奇心を高めるための支援の在り方を学ぶ研修を行う。	9.13(土) ～9.15(月) (2泊3日)	科学体験活動支援に関心がある者(青少年教育施設職員、学校教員、大学生等)	41人 ／ 30人 (91%)																																																				
アンケート調査による参加者の満足度 ★目標：８０％以上		90%以上	80%以上	80%未満			94%																																																	

②青少年教育関係者による 青少年教育の充実や現代的 課題についての全国的な研 究協議の実施状況		全国の青少年教育行政担当者、学校教員、民間の青少年関係者、NPO関係者などを対象に現代的課題に対 応した3事業を企画・実施した。なお、平成15年度は、現場の学校教員と青少年教育施設職員が共に参加す る「学校と青少年教育施設連携促進研究会」を新たに企画・実施した。																								
	青少年教育関係者による全国的な研究協議																									
	<table><tr><th>事業名 (新規・継続別)</th><th>事業の趣旨</th><th>実施期間</th><th>募集対象</th><th>参加者 ／定員 (満足度)</th><th>共催団体 (協力団体 等)</th></tr><tr><td>学校と青少年教育施設 連携促進研究会 (新規) (CS)</td><td>学校と青少年教育施設との連携 促進を図るため、青少年教育に関 する実践的な課題について協議・ 情報交換を行う。</td><td>8.25(月) ～8.26(火) (1泊2日)</td><td>青少年教育施設 職員、学校教育行 政担当者、学校教 員等</td><td>75人 ／ 50人 (96%)</td><td></td></tr><tr><td>全国青少年相談研 究集会 (継続)</td><td>青少年問題及び青少年相談事業 に関する知識・技術等についての 研究協議等を行い、今後の青少 年相談事業の充実を図る。</td><td>平成16年 1.21(水) ～1.23(金) (2泊3日)</td><td>青少年教育施設 職員、学校教員、 青少年教育行政 担当者、学校教育 行政担当者、首長 部局相談担当者、 警察関係者、法務 省関係者、社会福 祉関係者、その他 青少年の相談に 携わる関係者</td><td>337人 ／ 300人 (92%)</td><td>文部科学省 青少年課</td></tr><tr><td>青少年自然体験活動 全国フォーラム (継続) (CS)</td><td>青少年の自然体験活動の全国的 普及を図るため、その関係者が一 堂に会し、青少年の自然体験活 動を推進していくための協議・情 報交換を行う。</td><td>平成16年 2.14(土) ～2.15(日) (1泊2日)</td><td>青少年教育施設 職員、学校教員、 青少年教育行政 担当者、学校教育 行政担当者、青少 年団体指導者、民 間教育事業者、そ の他青少年の自 然体験活動に関 心のある者</td><td>325人 ／ 300人 (88%)</td><td>文部科学省 青少年課</td></tr></table>	事業名 (新規・継続別)	事業の趣旨	実施期間	募集対象	参加者 ／定員 (満足度)	共催団体 (協力団体 等)	学校と青少年教育施設 連携促進研究会 (新規) (CS)	学校と青少年教育施設との連携 促進を図るため、青少年教育に関 する実践的な課題について協議・ 情報交換を行う。	8.25(月) ～8.26(火) (1泊2日)	青少年教育施設 職員、学校教育行 政担当者、学校教 員等	75人 ／ 50人 (96%)		全国青少年相談研 究集会 (継続)	青少年問題及び青少年相談事業 に関する知識・技術等についての 研究協議等を行い、今後の青少 年相談事業の充実を図る。	平成16年 1.21(水) ～1.23(金) (2泊3日)	青少年教育施設 職員、学校教員、 青少年教育行政 担当者、学校教育 行政担当者、首長 部局相談担当者、 警察関係者、法務 省関係者、社会福 祉関係者、その他 青少年の相談に 携わる関係者	337人 ／ 300人 (92%)	文部科学省 青少年課	青少年自然体験活動 全国フォーラム (継続) (CS)	青少年の自然体験活動の全国的 普及を図るため、その関係者が一 堂に会し、青少年の自然体験活 動を推進していくための協議・情 報交換を行う。	平成16年 2.14(土) ～2.15(日) (1泊2日)	青少年教育施設 職員、学校教員、 青少年教育行政 担当者、学校教育 行政担当者、青少 年団体指導者、民 間教育事業者、そ の他青少年の自 然体験活動に関 心のある者	325人 ／ 300人 (88%)	文部科学省 青少年課	
事業名 (新規・継続別)	事業の趣旨	実施期間	募集対象	参加者 ／定員 (満足度)	共催団体 (協力団体 等)																					
学校と青少年教育施設 連携促進研究会 (新規) (CS)	学校と青少年教育施設との連携 促進を図るため、青少年教育に関 する実践的な課題について協議・ 情報交換を行う。	8.25(月) ～8.26(火) (1泊2日)	青少年教育施設 職員、学校教育行 政担当者、学校教 員等	75人 ／ 50人 (96%)																						
全国青少年相談研 究集会 (継続)	青少年問題及び青少年相談事業 に関する知識・技術等についての 研究協議等を行い、今後の青少 年相談事業の充実を図る。	平成16年 1.21(水) ～1.23(金) (2泊3日)	青少年教育施設 職員、学校教員、 青少年教育行政 担当者、学校教育 行政担当者、首長 部局相談担当者、 警察関係者、法務 省関係者、社会福 祉関係者、その他 青少年の相談に 携わる関係者	337人 ／ 300人 (92%)	文部科学省 青少年課																					
青少年自然体験活動 全国フォーラム (継続) (CS)	青少年の自然体験活動の全国的 普及を図るため、その関係者が一 堂に会し、青少年の自然体験活 動を推進していくための協議・情 報交換を行う。	平成16年 2.14(土) ～2.15(日) (1泊2日)	青少年教育施設 職員、学校教員、 青少年教育行政 担当者、学校教育 行政担当者、青少 年団体指導者、民 間教育事業者、そ の他青少年の自 然体験活動に関 心のある者	325人 ／ 300人 (88%)	文部科学省 青少年課																					
	※(CS)：エル・ネットを活用した事業																									
アンケート調査による参 加者の満足度 ★目標：80%以上	90% 以上 80% 以上 90% 未満 80% 未満	92%																								
③青少年を対象とした現代 的課題に対応した各種講座 や様々な体験活動の実施状 況		都市型青少年教育施設の新しい事業展開としての文化体験事業、「ボランティア学習」の普及を目的とした ボランティア体験事業など先導的事业を中心に3事業を企画・実施した。なお、「ウィークエンド子どもスク エア」は廃止した。また、1事業で多様な文化体験がじっくり取り組めるよう、2事業を統合し、「子ども文 化・芸術体験ワークショップ」として新規に実施した。																								
	青少年を対象とした体験活動事業																									
	<table><tr><th>事業名 (新規・継続別)</th><th>事業の趣旨</th><th>実施期間</th><th>募集対象</th><th>参加者 ／定員 (満足度)</th><th>共催団体 (協力団体 等)</th></tr><tr><td>子ども文化・芸術体 験ワークショップ (新規)</td><td>子どもたちに演劇や民俗芸能など の体験活動を通じて、表現するこ との楽しさを体感させるとともに自 国の文化への関心を高める機会 とする。</td><td>8.19(火) ～ 8.22(金) (3泊4日)</td><td>小学生(高学年)</td><td>40人 ／ 30人 (100%)</td><td>(社)日本児 童演劇協会</td></tr><tr><td>中学生科学体験セミ ナー (新規)</td><td>中学生を対象に、身の回りの現象 の中にひそむ科学的背景を考え る科学体験活動を提供すること を通じて、科学についての興味や関 心を高める機会とする。</td><td>9.14(日) ～ 9.15(月) (1泊2日)</td><td>中学生</td><td>69人 ／ 60人 (94%)</td><td></td></tr><tr><td>中学生ボランティア 学習講座 (継続) (IT)</td><td>中学生がボランティア活動に対す る認識を深め、その意欲を高める とともに自分自身に対する理解や 社会的な問題について関心を高 める機会とする。</td><td>8.6(水) ～ 8.8(金) (2泊3日)</td><td>中学生</td><td>45人 ／ 30人 (96%)</td><td></td></tr></table>	事業名 (新規・継続別)	事業の趣旨	実施期間	募集対象	参加者 ／定員 (満足度)	共催団体 (協力団体 等)	子ども文化・芸術体 験ワークショップ (新規)	子どもたちに演劇や民俗芸能など の体験活動を通じて、表現するこ との楽しさを体感させるとともに自 国の文化への関心を高める機会 とする。	8.19(火) ～ 8.22(金) (3泊4日)	小学生(高学年)	40人 ／ 30人 (100%)	(社)日本児 童演劇協会	中学生科学体験セミ ナー (新規)	中学生を対象に、身の回りの現象 の中にひそむ科学的背景を考え る科学体験活動を提供すること を通じて、科学についての興味や関 心を高める機会とする。	9.14(日) ～ 9.15(月) (1泊2日)	中学生	69人 ／ 60人 (94%)		中学生ボランティア 学習講座 (継続) (IT)	中学生がボランティア活動に対す る認識を深め、その意欲を高める とともに自分自身に対する理解や 社会的な問題について関心を高 める機会とする。	8.6(水) ～ 8.8(金) (2泊3日)	中学生	45人 ／ 30人 (96%)		
事業名 (新規・継続別)	事業の趣旨	実施期間	募集対象	参加者 ／定員 (満足度)	共催団体 (協力団体 等)																					
子ども文化・芸術体 験ワークショップ (新規)	子どもたちに演劇や民俗芸能など の体験活動を通じて、表現するこ との楽しさを体感させるとともに自 国の文化への関心を高める機会 とする。	8.19(火) ～ 8.22(金) (3泊4日)	小学生(高学年)	40人 ／ 30人 (100%)	(社)日本児 童演劇協会																					
中学生科学体験セミ ナー (新規)	中学生を対象に、身の回りの現象 の中にひそむ科学的背景を考え る科学体験活動を提供すること を通じて、科学についての興味や関 心を高める機会とする。	9.14(日) ～ 9.15(月) (1泊2日)	中学生	69人 ／ 60人 (94%)																						
中学生ボランティア 学習講座 (継続) (IT)	中学生がボランティア活動に対す る認識を深め、その意欲を高める とともに自分自身に対する理解や 社会的な問題について関心を高 める機会とする。	8.6(水) ～ 8.8(金) (2泊3日)	中学生	45人 ／ 30人 (96%)																						
	※(IT)：インターネットを活用した事業																									
アンケート調査による参 加者の満足度 ★目標：80%以上	90% 以上 80% 以上 90% 未満 80% 未満	97%																								

④外国の青少年や青少年教育指導者との国際交流や研究協議の実施状況			海外の青少年教育指導者の招聘や海外と日本の青少年教育指導者等との研究協議、青少年の国際交流を促進するため、以下の３事業を企画・実施した。なお、「アジア地域青少年教育指導者セミナー」では、招聘者枠を倍増した。 青少年教育指導者及び青少年の国際交流事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名 (新規・継続別)</th><th>事業の趣旨</th><th>実施期間</th><th>募集対象</th><th>参加者 ／定員 (満足度)</th><th>共催団体 (協力団体等)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日独青少年教育施設等指導者研究会 (継続)</td><td>日本とドイツの青少年教育指導者が、共通の課題等について研究協議し、今後の青少年教育の充実に資する。</td><td>5.20(火) ～5.21(水) (1泊2日)</td><td>日本とドイツの青少年教育指導者</td><td>33人 ／ 30人 (91%)</td><td>(財)世界青少年交流協会</td></tr> <tr> <td>アジア地域青少年教育指導者セミナー (継続)</td><td>日本の青少年教育の現状等についての研修機会を提供することにより、アジアにおける青少年教育の振興の一助とするとともに、卒参加国とのネットワーク化を進める。</td><td>11.17(月) ～11.29(土) (12泊13日)</td><td>アジアの青少年教育指導者等</td><td>招聘者 8人</td><td></td></tr> <tr> <td>国際ネットワーク・フォーラム for Youth (事業名変更)</td><td>青少年教育に関する近時の様々な課題についての協議やワークショップなどを通じて、今後の国際交流の在り方について考える機会とする。</td><td>10.10(金) ～10.12(日) (2泊3日)</td><td>青少年(在日外国人、留学生、日本の青少年)、青少年教育関係者、学校教育関係者、国際交流事業担当者等</td><td>138人 ／ 100人 (86%)</td><td>国際教育交換協議会、 (財)世界青少年交流協会、 (財)YFU日本国際交流財団</td></tr> </tbody> </table>	事業名 (新規・継続別)	事業の趣旨	実施期間	募集対象	参加者 ／定員 (満足度)	共催団体 (協力団体等)	日独青少年教育施設等指導者研究会 (継続)	日本とドイツの青少年教育指導者が、共通の課題等について研究協議し、今後の青少年教育の充実に資する。	5.20(火) ～5.21(水) (1泊2日)	日本とドイツの青少年教育指導者	33人 ／ 30人 (91%)	(財)世界青少年交流協会	アジア地域青少年教育指導者セミナー (継続)	日本の青少年教育の現状等についての研修機会を提供することにより、アジアにおける青少年教育の振興の一助とするとともに、卒参加国とのネットワーク化を進める。	11.17(月) ～11.29(土) (12泊13日)	アジアの青少年教育指導者等	招聘者 8人		国際ネットワーク・フォーラム for Youth (事業名変更)	青少年教育に関する近時の様々な課題についての協議やワークショップなどを通じて、今後の国際交流の在り方について考える機会とする。	10.10(金) ～10.12(日) (2泊3日)	青少年(在日外国人、留学生、日本の青少年)、青少年教育関係者、学校教育関係者、国際交流事業担当者等	138人 ／ 100人 (86%)	国際教育交換協議会、 (財)世界青少年交流協会、 (財)YFU日本国際交流財団		
事業名 (新規・継続別)	事業の趣旨	実施期間	募集対象	参加者 ／定員 (満足度)	共催団体 (協力団体等)																								
日独青少年教育施設等指導者研究会 (継続)	日本とドイツの青少年教育指導者が、共通の課題等について研究協議し、今後の青少年教育の充実に資する。	5.20(火) ～5.21(水) (1泊2日)	日本とドイツの青少年教育指導者	33人 ／ 30人 (91%)	(財)世界青少年交流協会																								
アジア地域青少年教育指導者セミナー (継続)	日本の青少年教育の現状等についての研修機会を提供することにより、アジアにおける青少年教育の振興の一助とするとともに、卒参加国とのネットワーク化を進める。	11.17(月) ～11.29(土) (12泊13日)	アジアの青少年教育指導者等	招聘者 8人																									
国際ネットワーク・フォーラム for Youth (事業名変更)	青少年教育に関する近時の様々な課題についての協議やワークショップなどを通じて、今後の国際交流の在り方について考える機会とする。	10.10(金) ～10.12(日) (2泊3日)	青少年(在日外国人、留学生、日本の青少年)、青少年教育関係者、学校教育関係者、国際交流事業担当者等	138人 ／ 100人 (86%)	国際教育交換協議会、 (財)世界青少年交流協会、 (財)YFU日本国際交流財団																								
アンケート調査による参加者の満足度 ★目標：80%以上	90%以上	80%以上 80%未満	89%																										
⑤ＩＴを活用した主催事業の開発・実施状況			『青少年教育施設におけるＩＴ（情報通信技術）を活用した学習プログラムの在り方に関する調査研究』として、「サイエンスサポートセミナー」と「中学生ボランティア学習講座」の２つの主催事業でＩＴ活用を試み、インターネットによる学習システムの検証を行った。 青少年教育、ＩＴ教育、民間団体等の実践者・専門家からなる調査研究協力者会議（計６人）において、試行事業の調査分析を行った。																										
アンケート調査による参加者の満足度 ★目標：80%以上	90%以上	80%以上 80%未満	—																										

中期計画の各項目	評価項目	評価基準					評 定																													
	指 標	A ⁺	A	B	C	C ⁻	A ⁺ AB C C ⁻ 評 定	留 意 事 項																												
2 青少年教育関係者等に対する研修のための利用に供するとともに、青少年教育関係者等の研修に対する指導及び助言に関する事項 ・受入れ事業 施設利用の促進を図るため、以下のような利用者に対するサービスの向上、新規利用団体の開拓を行う。 ①施設を青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年が実施する研修の利用に供する。また、利用者の多様化を図るため、新規の利用団体の受入れに必要な措置を検討し、利用の促進を図る。 ②利用団体が利用目的を達成するために必要な以下のような支援等を行う。 ア．活動・研修のためのモデル・プログラムの開発 イ．外国語版を含め、活動・研修のための案内資料等の作成 ③施設を青少年教育に関する業務の遂行に支障のない範囲内で、施設の効率的利用の観点から、生涯学習の場としての利用に供する。 ④利用団体を対象に、毎年度計画的にセンター利用に関するアンケート調査（抽出調査）を実施し、施設利用に関して適切な評価を行う。	受入れ事業の実施状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。					A ・ファックスによる利用申込み受付や利用申込み受付業務の開館日の拡大等を行い、前年度比17万5千人増の大幅な利用者数の増加を図ったことは評価できます。 ・利用団体の活動に対して、参考資料の提供など様々な支援を行っていることは評価できます。 ・今後とも、利用者サービスの観点から様々な支援に取り組むことを期待します。																													
	①青少年教育関係者等（青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年）の受入れ状況							平成15年度の利用者数は次のとおり152万9千人である。 その内訳は、青少年教育関係者等は87万4千人で、一般団体は65万5千人である。 平成15年度 利用者数																												
								<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">宿泊利用</th><th colspan="2">日帰り利用</th><th rowspan="2">総 計 (千人)</th></tr><tr><th>利用者数 (千人)</th><th>構成比 (%)</th><th>利用者数 (千人)</th><th>構成比 (%)</th></tr><tr><td>青少年</td><td>324</td><td>77.0</td><td>550</td><td>49.6</td><td>874</td></tr><tr><td>一 般</td><td>97</td><td>23.0</td><td>558</td><td>50.4</td><td>655</td></tr><tr><td>計</td><td>421</td><td>100.0</td><td>1,108</td><td>100.0</td><td>1,529</td></tr></table>	区 分	宿泊利用		日帰り利用		総 計 (千人)	利用者数 (千人)	構成比 (%)	利用者数 (千人)	構成比 (%)	青少年	324	77.0	550	49.6	874	一 般	97	23.0	558	50.4	655	計	421	100.0	1,108	100.0	1,529
	区 分	宿泊利用		日帰り利用		総 計 (千人)																														
		利用者数 (千人)	構成比 (%)	利用者数 (千人)	構成比 (%)																															
青少年	324	77.0	550	49.6	874																															
一 般	97	23.0	558	50.4	655																															
計	421	100.0	1,108	100.0	1,529																															
宿泊利用の青少年教育関係者等の割合 ★目標：70%以上	80%以上	70%以上	70%未満	77.0%																																
宿泊利用の青少年教育関係者等数÷延べ宿泊利用者数																																				
日帰り利用の青少年教育関係者等の割合 ★目標：45%以上	55%以上	45%以上	45%未満	49.6%																																
日帰り利用の青少年教育関係者等数÷延べ日帰り利用者数																																				
②新規利用団体の受入れに必要な措置状況						新規利用団体の拡大を図るため、次の案内資料の作成や利用者サービスの向上を行った。 ① リーフレット等による広報 センターのリーフレット（日本語・英語・韓国語・中国語で作成）や「アクセス」（活動マップ）を広く利用者に配布し、広報を行った。また、その他の案内資料についても、外国語版化することとしている。 ② オリエンテーション用のCD・DVDの貸出し 入所手続きや所内施設の概要及びその利用方法等を解説した「オリエンテーションCD・DVD」の貸出しを促進した。																														
③利用団体が利用目的を達成するための支援等の状況						利用団体が自主的な研修計画に基づき、効果的、快適に研修が実施できるよう、利用者サービスの向上に努めた。 ① 参考資料の作成・提供 ・ センターを利用する団体の責任者が「指導者養成」を目的とした事業を企画する際に参考となる資料を作成し、配布。 ② 利用申込み関係 ・ 利用申込受付期限を7日前から3日前まで受付できるように変更 ・ ホームページ上で施設の空き状況を公開 ・ 利用申込書のダウンロードサービス開始 ・ 電話による仮予約、FAXによる利用申込書受付開始 ・ 利用申込受付窓口の休館日を除く毎日開設（9時から15時） ・ 休館日の削減（24日→22日） ・ 銀行振込等による施設使用料金の支払方法を追加																														

- ③ 身体障害者対応
- ・ 身体障害者入浴用シャワーチェア設置
 - ・ 補助犬を伴う利用者への対応を整備
 - ・ 点字ブロックの設置箇所の増設（センター棟から国際交流棟までを整備）
- ④ 喫煙対策（健康増進法施行に伴う措置）
- ・ 受動喫煙を防止するために喫煙室の設置（国際交流棟１ヶ所、宿泊Ｂ棟３ヶ所、宿泊Ｃ棟２ヶ所）
- ⑤ 給食業務
- ・ 給食業務委託業者に対して、食中毒対策はもとより食材の安全管理について注意喚起
 - ・ 各食堂で実施している「食事に関するアンケート」の結果について、改善を要するものには速やかな対応を行うよう指導
- ⑥ 研修施設関係
- ・ ８０人室以上の研修室のプロジェクター更新
 - ・ ホワイต์ボード内装式映写スクリーンの更新
 - ・ ＡＶ機器操作説明書（操作マニュアル）の改善
 - ・ ＡＶ機器運用支援要員の対応時間延長（８：３０～１７：３０→８：３０～１９：００）
 - ・ 体育室の床の改修
 - ・ レセプションホールの床の張り替え
- ⑦ 宿泊施設関係
- ・ 宿泊Ｃ棟の外壁塗装
- ⑧ その他
- ・ 職員に対するＡＶ機器操作に関する研修の実施
 - ・ 施設設備の軽微な破損・汚損等への迅速な対応ができるよう体制強化
 - ・ オムツ交換台の増設（カルチャー棟）
 - ・ 案内、清掃、警備等の委託業者との連絡会の開催

以上のほか、平成１５年度は、利用申込み関係業務のインターネットを活用した利用者サービスの充実を図るための準備を実施。

④施設の効率的利用の状況

施設の公平・効率的な利用を図るため、研修計画の十分な検討や利用施設の数等について、できる限り正確な内容で申込みを行うよう利用団体に対し協力依頼を行った。
また、利用申込み後のキャンセルを防止するために、大幅なキャンセルを行った団体については、その理由や改善策等を書面での提出を依頼した。

延べ利用者数

★目標：１００万人以上

110 万人 以上	100 万人 以上	100 万人 未満
	110 万人	
	未満	

152万9千人

⑤アンケート調査による利用者の満足度

★目標：７０％以上

80% 以上	70% 以上	70% 未満
	80%	
	未満	

引率者：９２．６％
利用者：８７．７％

センターの施設整備、運営状況等について、利用者の満足度を把握するため、利用団体の引率者及び利用者を対象にアンケート調査を実施した。
回収結果は、利用者３，１３８人（配布数５，４９０）、引率者２０２人（配布数２５２）であった。
その結果は、次のとおりである。

利用者アンケート調査の結果		（単位：％）	
区 分		引率者	利用者
総合的な満足度		92.6	87.7
今後もセンターを利用したいか		93.1	88.8
研修施設の総合的な満足度		91.6	87.0
宿泊施設の総合的な満足度		89.6	80.5

中期計画の各項目	評価項目	評価基準					評価に係る実績	評 定	
	指 標	A ⁺	A	B	C	C ⁻		A ⁺ AB C C ⁻ 評 定	留 意 事 項
3 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進に関する事項 ① 青少年教育施設及び青少年団体の連携の促進を図るため、青少年教育施設・団体連絡協力会議を毎年度開催する。 ② 大学、民間団体及び関係機関との共催事業の推進を図り、より効率的に現代的課題や今日的な青少年教育の課題に対応したプログラム等を実施する。 ③ 高等教育機関等に在学する社会教育実習生やインターンシップの受入れ体制の充実を図る。 ④ 国立青少年教育施設との情報の交換を図るなど、次のような連携を促進する事業を実施する。 (7)各施設の主催事業の案内情報データベースの構築及び定期的な更新 (4)各施設の主催事業プログラムデータベースの構築及び定期的な更新 ⑤ 青少年教育に関する関係機関・団体と連携し、青少年の体験活動に関する案内情報データベースの充実を図る。	連携協力事業の実施状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。					青少年教育施設・青少年団体との連携を促進するため、次の事業を企画・実施した。 ① 「青少年教育施設・団体連絡協力会議」の開催 都市型青少年教育施設や児童館等の連携を図るため、対象・内容とも一新し、「青少年の居場所づくりを進める施設・団体連絡協力会議」として実施した。センターがコーディネーター役となり、ネットワークづくりを進めた。 ② 「青少年国際交流団体連携促進会議」の開催 センターを利用する国際交流団体等の連携を促進するため、「国際交流を促進するための団体連携アクションプラン」について協議し、各団体の共通のホームページを当センターのホームページ上に作成した。 ③ 海外の関係機関等との連携協力 「アジア地域青少年教育施設指導者セミナー」の招聘国を訪問し、その国の青少年教育関係機関等と交流、連携促進を図るとともに、情報収集や交換を行うため、タイ、シンガポールの文部省や青少年団体、学校を訪問・視察し、青少年事情や青少年教育に関する情報・資料を収集した。なお、昨年度、視察調査した結果については「韓国の青少年教育施設に関する調査報告書」を作成し、配付した。	B	・「青少年の居場所づくりを進める施設・団体連絡協力会議」や「青少年国際交流団体連携促進会議」を実施し、互いのネットワークづくりや国際交流団体相互の連携を図ったことは評価できます。 ・今後とも、諸外国の情報を把握・発信する国際交流の窓口として、国際交流の発展に努めてほしい。
	①青少年教育施設・青少年団体との連携を促進する事業の実施状況								
	②大学、民間団体及び関係機関等との共催事業の実施状況								
	③高等教育機関等との連携・協力の推進状況	高等教育機関等との連携協力を推進するため、次のことを行った。							
		① 社会教育主事の養成課程を置く大学を対象として、「社会教育実習」（4単位）の科目を受講する学生を実習生として受け入れた。 学生が興味・関心とともに意欲をもって実習を修了できるようコース制を導入し、「受入事業コース」（5回）と「主催・情報事業コース」（3回）の2コースを設定し実施した。 受け入れた実習生は5大学28人で、実施に当たっては、各大学の指導教官と日程やカリキュラム、指導方法等についての綿密な協議を行い、連携協力を図りながら実習内容の充実に努めた。 ② インターンシップは、1大学から3人を受け入れた。 なお、大学等からの社会教育実習生及びインターンシップの受け入れは、センターのホームページにより広報・募集を行った。							

	④国立青少年教育施設との連携を促進する事業の実施状況		国立青少年教育施設との連携を促進し、情報の交換・共有化を図るため、次の事業を行った。 ① 案内情報データベース「イベントガイド」の構築・更新 青少年教育関係者等への案内情報を提供するため、センター及び国立青年の家・国立少年自然の家における主催事業の概要をデータベース化し（今年度562事業）、インターネットを通して閲覧できるシステムを「イベントガイド」として公開している。 年間アクセス数は24,676件である。 ② 事例情報データベース「学習プログラム事例」の構築・更新 実践的、先進的な事例情報を交換・共有するため6,076事例をデータベース化している。 年間アクセス数は22,540件である。		
	⑤青少年の体験活動に関する情報を保有する機関・団体との連携を促進する事業の実施状況		「子どもイベント」データベースの構築・更新 国が推進する「新子どもプラン」の一環として、青少年教育施設・団体等が企画・実施する全国規模の広域的な子ども向け事業に関する情報について小学生も気軽に利用できる「子どもイベント」データベースを構築し運用している。 イベント登録数は1,449件、年間アクセス数は117,861件である。 情報を提供する団体として、青少年教育施設はじめ図書館や博物館、青少年団体、民間企業などが1,185団体が登録されている。		

中期計画の各項目	評価項目	評価基準					評価に係る実績	評 定	
	指 標	A ⁺	A	B	C	C ⁻		A ⁺ AB CC ⁻ 評 定	留 意 事 項
4 青少年教育に関する専門的な調査及び研究に関する事項 ① 調査研究事業の充実を図るため、専門的知識・技術を有する外部の有識者の協力を得て調査を行う調査研究体制を構築する。 ② 青少年及び青少年教育に関する統計資料や青少年教育関係文献のデータベース構築など、青少年教育の推進に係る以下の基礎的調査及び研究を計画的かつ継続的に実施する。 ア. 青少年教育施設の事業運営に関する調査研究を3年毎に実施する。 イ. 青少年教育関係文献の調査等を毎年実施する。 ウ. 青少年及び青少年教育に関する各種のデータの調査等を3年毎に実施する。 エ. 青少年教育シソーラスに関する調査研究を5年毎に実施する。 ③ 青少年教育の今日的課題として文部科学省がみなす問題等に関し、新規に調査研究事業を実施する。 ④ 青少年及び青少年教育に関する研究紀要を毎年度刊行するとともに、調査研究報告書をインターネットを通じて閲覧できるオンラインサービスを実施する。 ⑤ 青少年教育情報センターの充実を図るため、蔵書を毎年計画的に増やす。 また、利用者に対し、利用に関して毎年度計画的にアンケート調査（抽出調査）を実施する。	調査研究事業の実施状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。					調査研究体制の構築に向けた客員研究員制度の創設 センターが実施する青少年教育施設職員等の資質向上に関する調査研究などに参画するため、客員研究員制度の創設、公募を行い、大学の若手研究者を客員研究員として1人（平成16年4月1日付け）委嘱した。	B	・調査研究体制構築のための客員研究員制度を創設したことは評価できます。 ・調査研究の内容の充実を図るとともに、研究成果の更なる普及に努めてほしい。
	① 調査研究体制の整備状況						青少年及び青少年教育の現状を把握するための基礎的な調査及び研究を次のとおり実施した。		
	② 青少年教育の推進に係る基礎的調査及び研究の計画的かつ継続的な実施状況						① 「青少年教育関係文献の調査収集」 国、地方公共団体、青少年教育施設等が発行する青少年教育に関する行政資料を計画的に調査収集する。協力者会議委員（計8人）の協力も得て、青少年教育関係資料約780件を調査収集、分類・抄録化を行い、「青少年問題に関する文献集第34巻」としてまとめ、刊行した。 ② 「青少年教育施設職員資質向上のための実態調査」 職員の資質・能力の検討に必要な基礎的資料を得るため、青少年教育施設職員の職務の実態を把握するとともに、研修・自己啓発等の実態や今後のニーズ等を把握するための調査を行った。 ③ 「アジア地域青少年教育施設等視察調査」 主にアジア地域の青少年事情及び青少年教育に関する資料・情報を収集するため、平成15年2月にタイ、シンガポールの青少年教育施設等の視察調査を行った。		
	③ 青少年教育の今日的課題等に対応した、新規調査研究の実施状況						① 「青少年の体験活動の実態に関する調査研究」 青少年の体験活動に関する事業の充実を図るため、自然体験活動の実態や参加意識等に関する調査を実施した。（対象：全国小・中・高等学校900校、児童生徒及び保護者約66,000人） また、文部科学省の協力を得ながら、青少年教育、自然体験活動、統計解析に関する研究者、青少年教育施設職員等からなる調査研究協力者会議（計6人）を設置した。 ② 「青少年教育施設職員の資質向上の在り方に関する調査研究」 青少年教育施設職員（指導系）の資質向上や研修支援の充実を図るため、資質・能力向上のための具体的方策について調査研究協力会議の協力を得て検討する。 また、青少年教育の活動の場、いわゆる「現場」での職員の資質・能力を把握するために、ヒアリングを中心とした実態調査を行った。 ③ 「青少年教育施設におけるIT（情報通信技術）を活用した学習プログラムの在り方に関する調査研究」 5ページ「⑤ITを活用した主催事業の開発・実施状況」を参照（再掲）		
	④ 研究紀要の発刊などによる調査研究の成果の普及状況						① 「研究紀要」の発行 青少年教育の調査研究や実践の活発化に資するため、研究紀要を発行している。本紀要の特徴は、研究者による論文以外にも実践報告等の投稿を募集している点にある。平成15年度の投稿数は23であった。研究紀要委員（計8人）による査読等を経て「研究紀要第4号」として刊行した。 ② その他の成果の普及 基礎的及び専門的な調査研究の成果については報告書等を作成、全国の青少年教育施設・青少年団体、都道府県・指定都市教育委員会、関係の研究者・実践者等に配布した。 また、平成14年度に実施した調査研究や主催事業の報告書を全文を電子化した。（現在145件入手可能）さらに、エル・ネットを活用し、「NYCニュース」（15分枠、計5回）番組を新たに設け、研究の成果等を報告、放送した。		

	⑤青少年教育情報センターの運営等による情報提供事業の実施状況		国・地方公共団体及び青少年団体等が発行する答申・事業報告書や調査研究報告書等の「行政資料・団体資料」（約19,300冊）、青少年教育関係図書（和書約26,300冊、洋書約3,000冊）、青少年教育関係機関等が発行する定期刊行物等（約220誌、25,800冊）を所蔵している。入館者数は、36,654人である。 ① 蔵書の収集状況 青少年及び青少年教育に関する一般図書、地方公共団体等が発行する行政資料・団体資料の購入・収集に努め、平成15年度は5,137冊の増となった。 ② 利用者サービスの向上 開館日は毎日（センター休業日を除く）平成15年度は335日。その他、新刊図書や所蔵本の紹介などの情報を掲載した「青少年教育情報センターニュース」を毎月発行、「新刊図書コーナー」や「テーマ別特設コーナー」の設置も継続している。 平成15年度もアンケート調査を実施し、約340名から回答を得た。調査の主な結果は、次のとおりである。 ア．情報センターに対する総合的な満足度は、「満足」「やや満足」を合わせて99%であった。 イ．情報センターの周知度は、「センターへ来て知った」が67%となり、情報センターの利用を目的としたセンターへの来所が25%であった。		
	青少年教育情報センターの蔵書の収集状況 ★目標：100% 実収集冊数÷計画収集冊数	110%以上 100%以上 100%未満	102.7% (実収集冊数)÷(計画収集冊数) 5,137冊 ÷ 5,000冊 = 1.027		
	アンケート調査による利用者の満足度 ★目標：80%以上	90%以上 80%以上 80%未満	99%		

中期計画の各項目	評価項目	評価基準	評価に係る実績	評 定																		
	指 標	A ⁺ A B C C ⁻		A ⁺ AB CC ⁻ 評 定	留 意 事 項																	
5 青少年教育に関する団体に対して、当該団体が行う活動に対して行う助成金の交付に関する事項 (1) 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う以下に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付する。 ① 子どもの体験活動の振興を図るため、次のような民間の諸活動に対して助成金を交付する。 ア. 子どもに自然体験、社会奉仕体験、職業体験、科学技術体験、交流体験等の機会を提供する活動 イ. 子どもの体験活動を支援するための指導者養成・派遣等の活動 その際、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの体験活動機会が提供されるよう留意しつつ、特色ある新たな取組や、体験活動の振興を図る取組の裾野を広げるような活動などを中心に助成を行う。 ② 子どもの読書活動の振興を図るため、次のような民間の諸活動に対して助成金を交付する。 ア. 子どもの読書活動を支援する市民グループ等がネットワークを構築し、情報交流、合同研修、連携イベント等を行う活動 イ. 子どもの読書活動の振興方策などについての研究協議等を行うフォーラムを開催する活動 ウ. その他、読書会の開催等、子どもの読書活動を推進する活動 その際、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの読書活動を振興する取組が展開されるよう留意しつつ、子どもの読書活動の振興を図る市民グループ等がネットワーク組織等による、特色ある新たな取組や、読書活動の振興を図る取組の裾野を広げるような活動などを中心に助成を行う。	助成業務の実施状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。	A ・子どもゆめ基金の募集に当たって、募集説明会を増やすなど基金の認知度の向上に努めたことは評価できます。 ・助成金の交付による成果や効果に関するアンケートを実施したことや、申請者からの意見・要望により、交付申請書等の事務手続きの簡素化を図ったことは評価できます。 ・今後とも、助成業務の透明性、公平性の確保に努めてほしい。 ・アンケートの回収率を高めるための工夫に努めてほしい。																			
	① 助成金の交付状況			子どもゆめ基金による助成金交付の対象となる活動は、青少年教育に関する団体の行う「子どもの体験活動の振興を図る活動」、「子どもの読書活動の振興を図る活動」及び「インターネット等で利用可能な子ども向けの教材を開発・普及する活動」であり、助成金の交付に当たっては次のとおり実施した。 平成15年度の子どもゆめ基金助成金の募集は、平成14年9月17日から同年12月5日まで(80日間)。 募集に当たっては、全国各地への周知を図るために、次の広報活動を実施した。 ① センターのホームページに募集案内を掲載 ② 助成活動募集説明会の開催(東京、仙台、岡山) ③ 都道府県・市区町村教育委員会、青少年教育関係団体、青少年団体連絡組織、ボランティア協会、NPO法人連絡組織などに助成金募集案内を送付し、管下関係機関への周知を依頼(約6,400機関) ④ 教育情報通信ネットワーク、新聞などのメディアによる「子どもゆめ基金」制度と募集の周知 その他、フリーダイヤルの設置により、手続きに関する問合せ等に対し詳細な指導・助言が可能となり、サービスの向上及び業務の効率化が図られた。 なお、運営委員会における提言などを踏まえ、平成15年11月には追加募集を実施した。 平成15年度は、応募総数は2,360件、交付希望総額は3,132,852千円であり、平成14年度に比べ115件の応募増となった。 子どもゆめ基金助成金交付状況 <table><tr><th>助成対象活動の区分</th><th>応募件数</th><th>採択件数</th><th>事業実績件数</th></tr><tr><td>子どもの体験活動</td><td>1,910</td><td>1,723</td><td>1,453</td></tr><tr><td>子どもの読書活動</td><td>356</td><td>320</td><td>293</td></tr><tr><td>教材開発・普及活動</td><td>94</td><td>27</td><td>27</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2,360</td><td>2,070</td><td>1,773</td></tr></table>	助成対象活動の区分	応募件数	採択件数	事業実績件数	子どもの体験活動	1,910	1,723	1,453	子どもの読書活動	356	320	293	教材開発・普及活動	94	27	27	合 計	2,360
助成対象活動の区分	応募件数	採択件数	事業実績件数																			
子どもの体験活動	1,910	1,723	1,453																			
子どもの読書活動	356	320	293																			
教材開発・普及活動	94	27	27																			
合 計	2,360	2,070	1,773																			

- ③インターネット等で利用可能な子ども向け教材を開発・普及する、次のような民間の諸活動に対して助成金を交付する。
- ア. 地域の自然や歴史等の情報をデータベース化し、インターネット等で利用できるよう教材を開発・普及する活動
- イ. 直接体験できない分野をバーチャルに体験できるソフト開発など、子どもの体験活動を支援・補完する教材を開発・普及する活動
- ウ. その他、インターネット等で利用可能な子ども向け教材を開発・普及する活動
- (2) 助成金の交付に係る選考手続き等に関し、客観性及び透明性の確保を図るための体制等を整備する。
- ① 助成金の交付を適正に行うため、外部有識者からなる審査委員会を設置（必要に応じて分野ごとの専門委員会を置く。）し、助成対象活動及び交付額について審査を行う。
- ② 助成金の交付対象の適切な採択に関し、選定に関する基準を策定する。
- ③ 助成金交付に関する採択結果をホームページやパンフレットなどで公表する。
- (3) 資金の運用及び管理については、金融機関の利率等を常に把握し、運用益の拡大を図るとともに、内外部の管理体制を整備する。
- ① 物価上昇や経済情勢を勘案し、民間からの拠出金を募るとともに、国の財政状況を勘案し、かつ基金業務に支障のないよう資金計画を策定する。
- ② 安全性の高い金融機関に対して基金の運用を委託するなど、資金運用を的確に実施する。
- ③ 資金の運用及び管理に当たっては、内部率制体制を設けるなど、内部組織体制を整備する。

団体種別応募状況

助成対象活動の区分	団体種別	応募団体数	事業実績団体数
子どもの体験活動	法人格を有しない団体	1, 254	985
	民法34条法人	139	99
	NPO法人	223	179
	その他法人格を有する団体	38	30
	小 計	1, 654	1, 293
子どもの読書活動	法人格を有しない団体	325	266
	民法34条法人	7	6
	NPO法人	18	17
	その他法人格を有する団体	4	3
	小 計	354	292
教材開発・普及活動	法人格を有しない団体	34	7
	民法34条法人	18	8
	NPO法人	28	10
	その他法人格を有する団体	13	1
	小 計	93	26
合 計	法人格を有しない団体	1, 613	1, 258
	民法34条法人	164	113
	NPO法人	269	206
	その他法人格を有する団体	55	34
総 計		2, 101	1, 611

また、子どもの体験活動と子どもの読書活動の分野に応募のあった活動の規模別、団体の種別状況は次のとおりであるが、活動の規模別では、市区町村レベルが①子どもの体験活動では、応募件数の約6割、②子どもの読書活動では約8割となっており、地域に密着した活動であり、地域レベルの活動が中心となっている。

なお、教材開発・普及活動においては、インターネット等で利用可能なものであるため、全ての活動（80件）が全国規模である。

活動規模別応募状況

助成対象活動の区分	活動規模	応募件数	応募団体数	事業実績件数	事業実績団体数
子どもの体験活動	全 国	287	253	231	208
	都道府県	517	405	382	312
	市区町村	1, 106	996	840	773
	小 計	1, 910	1, 654	1, 453	1, 293
	全 国	12	12	10	10
子どもの読書活動	都道府県	59	57	53	52
	市区町村	285	285	230	230
	小 計	356	354	293	292
総 計		2, 266	2, 008	1, 746	1, 585

また、新規団体の応募状況を見ると、平成15年度に初めて応募した団体が972団体で約5割を占めている。

新規団体応募状況

単位: 団体、() 内は構成比 (%)

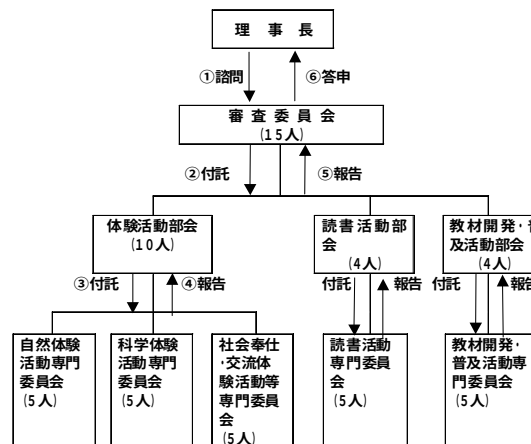
助成対象活動の区分	新規団体	継続団体	計
子どもの体験活動	716 (43.3)	938 (56.7)	1, 654 (100)
子どもの読書活動	196 (55.4)	158 (44.6)	354 (100)
教材開発・普及活動	60 (64.5)	33 (35.5)	93 (100)
合 計	972 (46.3)	1, 129 (53.7)	2, 101 (100)

助成を受けて実施した活動の成果や効果を把握するため、
 ① 平成14年度助成活動団体への立入調査において、成果や効果について聞き取り調査を実施。
 ② 平成14年度助成活動団体に対し助成金の交付による成果や効果に関するアンケート調査を実施。
 ③ 平成15年度助成金応募の計画調書に「期待される成果」及び、実績報告書に、「活動の自己評価」を設けた。
 この事業の普及啓発に資するため、これらの調査内容等について、自己点検評価報告書やホームページ等で公表した。
 また、平成14年度に教材開発・普及活動への助成金を受けた28団体に対し「子どもゆめ基金助成金交付要綱第24条」の規定に基づき状況の報告を求めるとともに、成果や課題についても把握に努めた。

②助成金の交付に係る選考手続きに関し、客観性及び透明性の確保を図るための体制等の整備状況

① 助成金の交付に係る選考手続き等に関し、客観性及び透明性の確保を図るため、「子どもゆめ基金審査委員会」を設けた。

子どもゆめ基金審査委員会の審査体制



審査は三段階で実施された。

- 審査委員会：審査基準等の決定。部会の審議結果に基づき、採択する活動及び助成金額を審議決定する。
- 部会：専門委員会の審議結果に基づき、助成対象活動の採否及び助成金額を審議する。
 (*各部会の構成員は、審査委員会委員及び専門委員会専門委員から選任された者)
- 専門委員会：専門的見地から、助成金交付計画調書を審査し、助成対象活動の評価・評定を行う。

② 平成15年度助成金交付に係る審査状況
 子どもゆめ基金審査委員会の開催回数は、平成14年9月募集分については2月から3月までの審査期間2ヶ月(各専門委員会専門委員による事前書面審査期間を除く。)で、審査委員会1回、部会3回、専門委員会8回の計12回、平成15年11月の追加募集分については12月から1月までの審査期間2ヶ月で審査委員会1回、部会2回、専門委員会5回の計8回を行った。

③ 審査状況等の公表
 審査状況等を逐次当センターのホームページに掲載するとともに、助成団体名、活動名、助成金交付内定額、審査委員名をホームページへ掲載するほか、都道府県教育委員会にも資料提供を行った。

③資金の管理及び運用益の拡充を図るための体制等の整備状況

① 資金運用の実施状況
 政府からの出資金(100億円)及び民間からの出金として約1,604万円(平成13・14・15年度の累計額)の寄附を受け、その運用については、元本保証は当然として、運用益の高かった地方債券を購入するなど、運用の安全性の確保と資金の充実に努めた。

② 出金金の募集・広報活動状況
 基金の拡充を図るため、民間企業等への「子どもゆめ基金」の趣旨及び募金依頼を次のとおり実施した。
 ア. 企業、社会貢献を行っている企業、センター利用団体等に対して募金趣意書を送付するとともに、企業・団体の一部に対して直接募金の依頼を行った。
 イ. 平成16年度子どもゆめ基金助成活動募集の新聞広告に併せて基金への募金依頼広報を行った。
 ウ. ホームページや子どもゆめ基金ガイドに基金への募金依頼及び寄附者名を掲載した。
 エ. 当センター及び独立行政法人国立青年の家・独立行政法人国立少年自然の家の各施設に募金箱の協力を再依頼し、募金の趣旨徹底を図った。
 オ. センター内の食堂、売店、サービスコーナーに新たに募金箱を設置し寄附を募った。

○財務内容の改善に関する事項

中期計画の各項目	評価項目	評価基準					評価に係る実績	評 定	
	指 標	A ⁺	A	B	C	C ⁻		A ⁺ AB CC ⁻ 評 定	留 意 事 項
III 予算、収支計画及び資金計画									※必要に応じて評価を出すに至った背景や理由、改善すべき事項、目標設定の妥当性等を記述
(1)期間全体に係る予算 (2)期間全体に係る収支計画 (3)期間全体に係る資金計画	収入の確保等の状況 ①自己収入の受入状況 ★目標：100% 自己収入決算額÷自己収入予算額 ②外部資金の受入れ状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評価を決定する。					114% (自己収入決算額÷自己収入予算額) 836,914千円 ÷ 731,724千円 = 1.14 平成15年度の自己収入の受入状況は、予算額731,724千円に対して、決算額は836,914千円であり、105,190千円(14%)の増収となった。	A	・自己収入においては、予算額に対して約1億5百万円(14.4%)の増収を図ったことは評価できます。 ・今後とも、更なる自己収入の確保に努めていただきたい。
		110%以上	100%以上	100%未満	110%未満		子どもゆめ基金の出えん金の申込み数は43件、金額5,692千円		
IV 短期借入金の限度額									※必要に応じて評価を出すに至った背景や理由、改善すべき事項、目標設定の妥当性等を記述
1 短期借入金の限度額 7億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することも想定される。	短期借入金の借入状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評価を決定する。					平成15年度は該当なし。		
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画									※必要に応じて評価を出すに至った背景や理由、改善すべき事項、目標設定の妥当性等を記述
計画の予定なし	重要財産の処分等状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評価を決定する。					平成15年度は該当なし。		
VI 剰余金の使途									※必要に応じて評価を出すに至った背景や理由、改善すべき事項、目標設定の妥当性等を記述
(1)利用者サービスのための施設設備の整備 (2)主催事業及び調査研究事業	剰余金の使用等の状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評価を決定する。					平成15年度は該当なし。		

○その他業務運営に関する重要事項

中期計画の各項目	評価項目	評価基準					評価に係る実績	評 定																			
	指 標	A ⁺	A	B	C	C ⁻		A ⁺ AB CC ⁻ 評 定	留 意 事 項																		
VII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項									※必要に応じて評定を出すに至った背景や理由、改善すべき事項、目標設定の妥当性等を記述																		
1 施設・設備に関する事項 (1)長期的視野に立った施設整備の保守・管理を行うとともに、防災、研修の充実、快適な食・住環境の確保の観点から、必要な施設設備の改修等を計画的に進める。 (2)「高齢者及び身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の基準に従い、身体障害者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、計画的な施設整備を進める。	施設・設備の整備状況 ①長期的視野に立った施設設備の保守・管理状況 ②防災、研修の充実、快適な食・住環境等の確保の観点に立った施設設備の整備状況 ③高齢者及び身体障害者等の円滑な施設・サービスの利用に配慮した施設の整備状況	・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。					長期的な施設整備として、宿泊C棟の外壁塗装整備等を実施したほか、利用者へのサービスへの向上を図るため、必要な施設・設備の修繕、調整等を実施した。 施設・設備の管理・保守については、定期及び随時の点検を実施し、必要な改修等を行うとともに、法定の資格者による保守・運転を確実に実施している。 施設整備の主な実施状況は次のとおりである。 (施設整備費補助金) 計 48,423千円 <table><tr><th>区 分</th><th>項 目</th></tr><tr><td>【宿泊施設】 ○宿泊C棟</td><td>・外壁塗装整備その他工事 (外壁の洗浄塗装、宿泊室等抗菌塗装、廊下床模様替え、サイン改修、談話コーナー改修、その他損傷部分の改修整備)</td></tr></table> (その他の整備) 計 124,930千円 <table><tr><th>区 分</th><th>項 目</th></tr><tr><td>【研修施設】 ○センター棟 ○スポーツ棟 ○カルチャー棟 ○国際交流棟</td><td>・417室空調機取設工事（中間期対応冷暖房設備の設置） ・ファンコイルユニット温度制御改修工事（過冷却及び過大暖房の防止） ・体育室床塗装改修（第1・2・5体育室の床塗装及びライン改修） ・外部階段防水補修 ・ガラス面断熱フィルム貼付工事（室内温度差の改善及び冷暖房負荷軽減） ・オムツ交換ベッド設置 ・ガラス面断熱フィルム貼付工事（室内温度差の改善及び冷暖房負荷軽減） ・喫煙室の設置（健康増進法による受動喫煙防止対策）</td></tr><tr><td>【宿泊施設】 ○宿泊A棟 ○宿泊B棟</td><td>・廊下等床張替（床カーベットの張替） ・ファンコイルユニット改修（抗菌ファンコイルユニットに交換して室内空気の雑菌や臭気を予防） ・1～3階談話コーナー改修（健康増進法による受動喫煙防止対策、喫煙室の設置）</td></tr><tr><td>【環境整備】</td><td>・大谷石擁壁改修（風化している大谷石擁壁の改修）</td></tr><tr><td>【身体障害者対応】</td><td>・センター棟・国際交流棟点字ブロック取設（センター棟から国際交流棟まで点字ブロックを設置）</td></tr><tr><td>【利用環境整備】</td><td>・構内のサイン整備 ・道路境界ブロック補修（構内道路の安全確保）</td></tr><tr><td>【その他】</td><td>・国際会議室照明設備改修（省エネかつ瞬時点灯型の無電極放電灯取付） ・センター棟便所水栓取替（自己発電型自動水栓に取り替えて、水量の縮減及び衛生管理に対応） ・カルチャー棟便所自動点灯装置取設（使用時のみの点灯による電力量の縮減）</td></tr></table>	区 分	項 目	【宿泊施設】 ○宿泊C棟	・外壁塗装整備その他工事 (外壁の洗浄塗装、宿泊室等抗菌塗装、廊下床模様替え、サイン改修、談話コーナー改修、その他損傷部分の改修整備)	区 分	項 目	【研修施設】 ○センター棟 ○スポーツ棟 ○カルチャー棟 ○国際交流棟	・417室空調機取設工事（中間期対応冷暖房設備の設置） ・ファンコイルユニット温度制御改修工事（過冷却及び過大暖房の防止） ・体育室床塗装改修（第1・2・5体育室の床塗装及びライン改修） ・外部階段防水補修 ・ガラス面断熱フィルム貼付工事（室内温度差の改善及び冷暖房負荷軽減） ・オムツ交換ベッド設置 ・ガラス面断熱フィルム貼付工事（室内温度差の改善及び冷暖房負荷軽減） ・喫煙室の設置（健康増進法による受動喫煙防止対策）	【宿泊施設】 ○宿泊A棟 ○宿泊B棟	・廊下等床張替（床カーベットの張替） ・ファンコイルユニット改修（抗菌ファンコイルユニットに交換して室内空気の雑菌や臭気を予防） ・1～3階談話コーナー改修（健康増進法による受動喫煙防止対策、喫煙室の設置）	【環境整備】	・大谷石擁壁改修（風化している大谷石擁壁の改修）	【身体障害者対応】	・センター棟・国際交流棟点字ブロック取設（センター棟から国際交流棟まで点字ブロックを設置）	【利用環境整備】	・構内のサイン整備 ・道路境界ブロック補修（構内道路の安全確保）	【その他】	・国際会議室照明設備改修（省エネかつ瞬時点灯型の無電極放電灯取付） ・センター棟便所水栓取替（自己発電型自動水栓に取り替えて、水量の縮減及び衛生管理に対応） ・カルチャー棟便所自動点灯装置取設（使用時のみの点灯による電力量の縮減）	A	・高齢者や身体障害者等に配慮した施設の整備に取り組んでいることは評価できます。 ・引き続き快適な環境の確保や衛生上の安全管理の確保に努めてほしい。
区 分	項 目																										
【宿泊施設】 ○宿泊C棟	・外壁塗装整備その他工事 (外壁の洗浄塗装、宿泊室等抗菌塗装、廊下床模様替え、サイン改修、談話コーナー改修、その他損傷部分の改修整備)																										
区 分	項 目																										
【研修施設】 ○センター棟 ○スポーツ棟 ○カルチャー棟 ○国際交流棟	・417室空調機取設工事（中間期対応冷暖房設備の設置） ・ファンコイルユニット温度制御改修工事（過冷却及び過大暖房の防止） ・体育室床塗装改修（第1・2・5体育室の床塗装及びライン改修） ・外部階段防水補修 ・ガラス面断熱フィルム貼付工事（室内温度差の改善及び冷暖房負荷軽減） ・オムツ交換ベッド設置 ・ガラス面断熱フィルム貼付工事（室内温度差の改善及び冷暖房負荷軽減） ・喫煙室の設置（健康増進法による受動喫煙防止対策）																										
【宿泊施設】 ○宿泊A棟 ○宿泊B棟	・廊下等床張替（床カーベットの張替） ・ファンコイルユニット改修（抗菌ファンコイルユニットに交換して室内空気の雑菌や臭気を予防） ・1～3階談話コーナー改修（健康増進法による受動喫煙防止対策、喫煙室の設置）																										
【環境整備】	・大谷石擁壁改修（風化している大谷石擁壁の改修）																										
【身体障害者対応】	・センター棟・国際交流棟点字ブロック取設（センター棟から国際交流棟まで点字ブロックを設置）																										
【利用環境整備】	・構内のサイン整備 ・道路境界ブロック補修（構内道路の安全確保）																										
【その他】	・国際会議室照明設備改修（省エネかつ瞬時点灯型の無電極放電灯取付） ・センター棟便所水栓取替（自己発電型自動水栓に取り替えて、水量の縮減及び衛生管理に対応） ・カルチャー棟便所自動点灯装置取設（使用時のみの点灯による電力量の縮減）																										

2 人事に関する計画

(1)方針

①職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修や専門的研修事業の活用を図る。

②関係機関、民間団体との間で、広く計画的な人事交流を行い、多様な人材を確保する。

③業務量及び職員の能力に応じて、人員配置を定期的に見直す。

(2)人員に関する指標

常勤職員について、その職員数の抑制を図る。

人事管理の状況

・法人による内部評価の結果を踏まえつつ、各委員の協議により、評定を決定する。

① 職員研修

職員研修実施計画に基づき、センター主催による研修や外部機関主催による研修等への参加を通じ、職員の意識改革と資質の向上を図った。特に、業務の国際化を視野に入れ、語学学校による英会話研修や青少年教育施設職員の相互交流等のための海外研修等に参加させ、国際感覚の涵養に努めた。

平成15年度の実施状況は次のとおりである。

ア．センター内部で実施した研修（10件）

新任（転任）職員研修

対応能力向上研修 など

イ．外部機関の講習会等に参加した研修（19件）

社会教育主事講習

日独青少年指導者セミナー

日仏青少年指導者セミナー など

② 人事交流

組織の活性化や効率的かつ円滑な事務事業の推進の観点から、多様な人材の養成・確保に取り組んでおり、平成15年度においても、8機関から11人を人事交流により受け入れた。

また、幅広い視野と識見を身につけさせるために、若手職員を中心に、国立大学等へ出向させている。

なお、平成15年度末における他機関からの任用者の状況は次のとおりである。

ア．平成15年度末における他機関からの任用の状況

区 分	任用状況
国の機関	34人
地方公共団体	3人
青少年団体等	5人
（独立行政法人）	（2人）
（民間団体）	（1人）
（その他）	（2人）
計	42人

ウ．他機関への人事交流による出向状況

区 分	出向状況
国の機関（国立学校等）	4人

③ 平成15年度末の常勤職員数は63名となっている。

A

・他機関との連携による人事交流が適切に行われたことや業務の国際化を視野に入れた研修を行ったことは評価できます。

・今後とも、ナショナルセンターとして専門性を有するプロパー職員の養成・確保に取り組むことを期待します。